

令和7年度 入札参加制限(指名停止)措置業者一覧

番号	業者名	所在地	措置期間	適用条項※	理由
1	新明和工業(株)	兵庫県 宝塚市	R7.4.23 ~ R7.7.22	3か月 ※課徴金の減免制度の適用を受けていたため、措置期間を3か月に軽減	別表第2の2の項措置要件の欄1 (独占禁止法違反行為) 新明和工業株式会社を含む機械式駐車措置メーカーらは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
2	新明和工業(株)	兵庫県 宝塚市	R7.10.27 ~ R8.1.26	3か月 ※課徴金の減免制度の適用を受けていたため、措置期間を3か月に軽減	別表第2の2の項措置要件の欄1 (独占禁止法違反行為) 新明和工業株式会社を含む特装車製品の製造販売業者らは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会が違反事実を認定したため。
3	日本交通技術(株)	東京都 台東区	R8.1.7 ~ R8.7.6	6か月	
4	ジェイアール東海コンサルタント(株)	愛知県 名古屋市 中村区	R8.1.7 ~ R8.4.6	3か月 ※課徴金の減免制度の適用を受けていたため、措置期間を3か月に軽減	別表第2の2の項措置要件の欄1 (独占禁止法違反行為) 地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。
5	大日コンサルタント(株)	岐阜県 岐阜市	R8.1.7 ~ R8.4.6	3か月 ※課徴金の減免制度の適用を受けていたため、措置期間を3か月に軽減	
6	(株)トニチコンサルタント	東京都 渋谷区	R8.1.7 ~ R8.4.6	3か月 ※課徴金の減免制度の適用を受けていたため、措置期間を3か月に軽減	

※「島田市入札参加制限等措置要綱」における適用条項